

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十一号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（昭和六十一年十二月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。  
（条例第一条に規定する事業活動等）

**第二条** 条例第一条第二号に規定する規則で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及びインターネット利用サポート業に係る事業活動とする。

2 条例第一条第三号に規定する規則で定める事業は、情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業とする。

第一号様式から第四号様式までの規定中「~~第3号様式~~」を「~~第4号様式~~」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。